

兵労基発 0826 第 4 号

平成 27 年 8 月 26 日

各団体の長 殿

兵庫労働局長

(公印省略)

10月における年次有給休暇の取得促進について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、兵庫労働局では、仕事と生活の調和の取れた働き方を推進するため、「兵庫労働局働き方推進本部」を設置し、過重労働解消に向けた取組の推進や年次有給休暇の取得促進に努めておりますが、近年、兵庫県における年次有給休暇の取得率は5割前後の水準で推移し、また、一般労働者の年間総実労働時間は2,000時間台で高止まりしている状況となっており、より一層積極的な施策の推進が求められています。

また、「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）では、働き過ぎ防止のための取組を強力に推進することや各企業における有給休暇取得による連休の実現の促進（「プラスワン休暇キャンペーン」）の取組を進めることが盛り込まれ、さらに、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成27年7月24日閣議決定）では、国が取り組む重点対策として、年次有給休暇の取得促進のため、10月を「年次有給休暇取得促進期間」とし、全国の労使団体等に集中的な広報を実施するとされたところです。

このため、兵庫労働局では、「年次有給休暇取得促進期間」に具体的な取組を実施し、年次有給休暇の取得促進につなげたいと考えております。

貴会におかれましても、この趣旨を御理解の上、同封のポスター及びリーフレットを活用し、年次有給休暇を取得しやすい環境整備を図っていただくようお願いいたします。

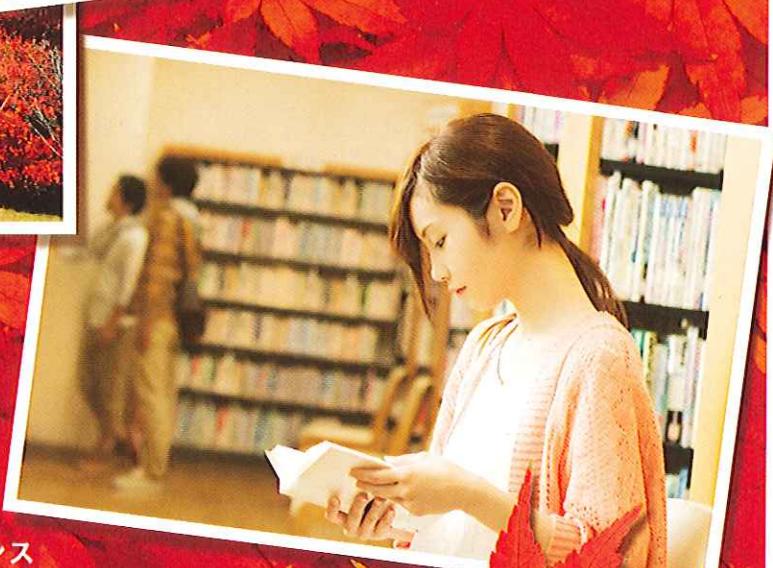
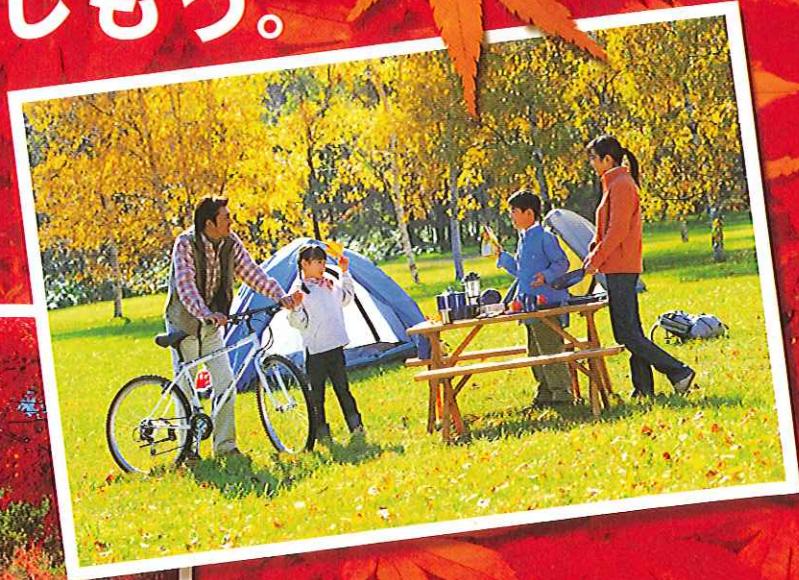
問い合わせ先

兵庫労働局監督課（兵庫労働局働き方改革推進本部事務局）

神戸市中央区東川崎町1丁目1-3

電話 078-367-9151 (担当 田代・山本)

働き方を変えよう。
休み方を変えよう。
生きがいを楽しもう。



+1

ワーク・ライフ・バランス
仕事と生活の調和のために、
「プラスワン休暇」で
連続休暇に。

10月は年次有給休暇
取得促進期間です。

効率的に働いて、しっかり休める職場づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しましょう。



ワーク・ライフ・バランス
仕事と生活の調和のために、
「プラスワン休暇」で連続休暇に。

労使協調のもと、土日、祝日に年次有給休暇を組み合わせて、3日(2日)+1日以上の休暇を実施しましょう。

10月は年次有給休暇取得促進期間です。

2015年10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

休暇取得に向けた職場づくりに取り組みましょう。

事業場での具体的な取組の一例

年次有給休暇を取得しやすい環境整備

経営者の主導のもと、取得の呼びかけなど年次有給休暇を取得しやすい雰囲気づくりや、労使の意識改革をしましょう。

労使の話し合いの機会をつくる

年次有給休暇の取得状況を確認するとともに、取得率向上に向けた具体的な方策を話し合いましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう。

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が8.1ポイント高くなっています(平成25年)※。

この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。※就労条件総合調査

1.導入のメリット

事業主 務務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。

従業員 ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

2.日数

付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

5日

5日

15日

5日

事業主が計画的に付与できる

従業員が自由に取得できる

事業主が計画的に付与できる

従業員が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。